

藤沢市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について

藤沢市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を次のように改正する。

2018年（平成30年）2月15日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

藤沢市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

藤沢市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例（平成元年藤沢市条例第39号）の一部を次のように改正する。

別表第2境川右岸鵜沼東地区整備計画区域の項建築してはならない建築物の欄第5号中「第130条の9の2」を「第130条の9の5」に改め、同表辻堂駅北口地区整備計画区域の項E-1街区E-2街区の項第3号、新産業の森北部地区整備計画区域の項幹線道路沿道地区Aの項第2号、同項幹線道路沿道地区Bの項第2号、同項地域産業地区の項第2号及び同項産業地区の項第2号中「別表第2(ぬ)項第1号」を「別表第2(る)項第1号」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、建築基準法の一部が改正されたこと等に伴い、規定の整備をする必要による。